

医療法人のガバナンス

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

医療法改正（平成28年9月1日、平成29年4月2日施行）により、医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化のため、次のような改正が行われました。

1. 事業活動の規模その他一定の基準に該当する医療法人は、厚生労働省で定める会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士・監査法人による外部監査が義務付けられました。

次の医療法人が対象となります。

(1) 医療法人のうち、負債額が50億円以上又は収益額が70億円以上であるもの。

(2) 社会医療法人のうち、負債額が20億円以上又は収益額が10億円以上であるもの。

また、上記の医療法人等は、貸借対照表・損益計算書をホームページ、官報又は日刊新聞紙で公告しなければなりません。

2. 医療法人の役員と特殊の関係にある事業者との取引の状況に関する報告書を都道府県知事に届出させる制度が設けられました。

関係事業者との取引としては、医療法人の役員・近親者（配偶者又は二親等内の親族）やその支配する法人（社員総会等の議決権の過半数を占めている法人）との一定の取引とし、取引の基準は次のように規定されています。

- ・事業収益又は事業費用が1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における総事業収益又は総事業費用の10%以上を占める取引
- ・事業外収益又は事業外費用が1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の事業外収益又は事業外費用の総額の10%以上を占める取引
- ・特別利益又は特別損失の額が1,000万円以上である取引
- ・資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産の1%以上を占める取引
- ・事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい金額が1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産の1%以上を占める取引

3. 医療法人に対する、理事の忠実義務、役員等の任務懈怠時における損害賠償責任等が規定されました。

4. 理事長は、3ヶ月以内に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会へ報告しなければなりません。但し、定款（寄附行為）で毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならぬ旨を定めた場合はこの限りではありません。

（参考資料：「医療法人の法務と税務」朝長英樹監修他、「医療法人設立事務説明会資料」）

相続法改正（配偶者居住権）

弁護士 長谷川 留美子

相続法改正について、今回は、配偶者居住権をご紹介します。

配偶者居住権とは、亡くなった方（被相続人）の配偶者が、被相続人が所有していた建物に住んでいた場合に、居住していた建物の全部について無償で使用及び収益をする権利をいいます。例えば、遺産が時価2000万円の自宅と預貯金2000万円しかなく、相続人が妻と子1人のとき、法定相続分は2分の1ずつです。すると、妻の相続分は2000万円となり、自宅を相続すると預貯金は相続できなくなります。これでは残された妻の生活保障が十分ではありません。

そこで、改正法では、自宅を、配偶者居住権と配偶者居住権の負担付所有権とに分けられるようにしました。例えば、配偶者居住権の価値が900万円と評価されたとすると、妻は配偶者居住権と預貯金1100万円を取得できます。ただし、配偶者居住権をいくらかと評価するかによって預貯金の取得額が変わりますので、その評価方法や額が争われることになるかもしれません。

配偶者居住権が成立するためには、次の要件が必要です。

①被相続人の配偶者であること

（内縁関係ではだめです）

②被相続人単独所有か配偶者との共有建物であること（第三者との共有ではだめです）

③相続開始の時に居住していたこと

（施設に長期入居しているとだめです）

配偶者居住権を取得させる方法は、①遺産分割、②遺贈（遺言）、③死因贈与契約です。

遺産分割は審判で行われるときもありますが、審判で配偶者居住権を取得できるのは、相続人全員の合意があるか、又は、配偶者が配偶者居住権の取得を希望した場合で、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるときに限られます。

遺言の際の注意は、「配偶者居住権を相続させる」と書かないことです。「遺贈する」と書いてください。配偶者居住権を取得しても、登記がないと対抗できません。対抗できないという意味は、所有者が建物を売ってしまったり、所有者の債権者が建物を差し押さえたりすると、配偶者居住権を主張できず、結局は明渡さなければならなくなることを意味します。配偶者居住権を取得すると、建物の全部を無償で、原則として死ぬまで利用できますが、通常が必要費（固定資産税、通常の修繕費など）は負担します。また、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用及び収益しなければなりません。

いいことばかりのように宣伝される配偶者居住権ですが、その負担付所有権を相続する者にとっては、いつ自分の自由になるのか予測も立ちにくく、負担が大きいのではないかと思います。なお、施行は来年4月1日です。

(随想)

「地球温暖化」を阻止する行動を！

センター会長 杉浦 正康

「台風19号」はついに未曾有の大災害を東海の一部から関東・東北に至る東日本の広範囲にわたってもたらしました。事前に強大に発達した台風であることは発表され最大限の警告が発せられていたのですが、その予測を上回る「大雨台風」であったため想像を絶する災害をもたらすこととなったわけです。

この原稿を書いている時点では被害の全貌が、まだ完全に明らかになっていないわけではありませぬので、死者・行方不明者の数は最終的に確定していませんが相当の数になることが予想されます。

事前の気象予報では、「ひょっとして伊勢湾台風」程度の台風が名古屋地方を襲うのではないかと我々も心配したのですが時間の経過とともに段々東の方にそれて行き、幸いにして名古屋市周辺は被害が殆どなしで済み胸をなでおろしたところでした。ということで今回はそれで済んだわけですが問題の根源が変わらない以上いつ我々が東日本のような災害に見舞われるか保証の限りではありません。

問題は「地球温暖化」という大変な事柄から発しているわけですから、何時恐ろしい災害に遭遇させられるかわからないのです。太平洋の台風発生地域の海水温度が地球温暖化で高くなり、さらに台風の通り道の海水の温度が上昇することによって日本を襲う台風はますます凶暴さを増すことが予想されるわけですから今後とも安心できる状態がやって来ることは期待出来ません。

台風情報を聴くたびに「人力で台風をコントロールできないものか？」と思うのですが、現在のところ月にロケットを打ち上げる技術があるのに悲しいかな台風に対しては何の手当ても出来ないのですから情けなさを感じざるを得ません。

従って諸悪の根源である「地球温暖化」を喰いとめること以外に有効な手立てはないということです。ところが「地球温暖化」阻止の取り組みの実態はどうかと言えば、諸外国の取り組み方は非常に遅くとても温暖化を阻止することが出来るような有効な対策に取り組んでいるとは思えない現状です。超大国アメリカの大統領トランプ氏に至っては「地球温暖化」そのものを否定しているのですから何をか言わんやです。

今回の「台風19号」のもたらした災害をどう捉えるかによって今後の対処の仕方が変わるだろうと思うのですが、大半の方は「地球温暖化」を阻止しようという立場に立たれることと思います。であるならばわが身の処し方もその方向に沿ってそれぞれの立場で妥協することなく努力することが求められます。

と同時に、トランプ大統領のように「地球温暖化」の現実を否定するような発言を平気でする人に対しては断固として反対する世論を起こす立場に立つことが求められます。快適な環境の下で精一杯伸び伸びと生活出来る日本にそして世界にしたいものです。人類の永遠の繁栄を期しましょう。

康友会ゴルフ同好会

第275回 例会成績

令和元年9月25日(水)

富士カントリー可児クラブ

可児ゴルフ場 志野コース

他参加者 藪井 満、古田 益三
(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	杉浦 康晴
準優勝	荒井 栄児
3位	足立 文夫

<次回開催>

令和元年11月19日(火)
瑞陵ゴルフ倶楽部



11月、12月の税務・労務



11月の税務・労務

- 11日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇所得税予定納税額第2期分の減額承認申請
- 12月2日◇令和元年9月決算法人の確定申告、3月決算法人の中間申告、12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇個人事業税第2期分の納付
 - ◇令和元年9月決算法人の事業所得税申告及び納付
 - ◇所得税予定納税額(第2期分)の納付
 - ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付(400万円超)
 - ◇特別農業所得者の予定納税額(第1期分)の納付

12月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付(納期の特例を受けている者を含む)
- 27日◇官庁御用納め
 - ◇保険料控除申告書及び配偶者控除等申告書等の提出…今年最後の給与等の支払を受ける日の前日まで
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届(期限=支払後5日以内)
- 1月6日◇令和元年10月決算法人の確定申告、4月決算法人の中間申告、1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇固定資産税及び都市計画税第3期分の納付



ご案内

● 康友会からのお知らせ
【会員様対象無料法律相談日(予約制)】
 令和元年 11月 20日 (水)
 令和元年 12月 17日 (火)
 令和 2年 1月 20日 (月)
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ
【無料よろず相談日(予約制)】
 令和元年 11月 20日 (水)

慰安旅行に行ってきました！



10月初旬に大阪・神戸へ行ってきました。大阪では通天閣と大阪城を観光し、お好み焼き・たこ焼き・串カツを堪能しました。どちらもすごい人だったのですが、大半がアジアの外国人で、コテコテの関西弁を聞いたかった私は少し残念でした。2日目は六甲山から神戸を散策、天気にも恵まれ幸運でした。消費税増税直後の週末であり、領収書がどうなっているか興味深く、神戸で買い物をした際にはレシートを見入ってしまいました(笑)。半分ほどは新税率に対応しきれていないようでした。 早川 毅

◎休日のお知らせ

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

★ 税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

- 税務相談
 - 税 理 士 杉浦 康晴
 - 税 理 士 杉浦 正康
 - 税 理 士 古田 益三
- 労務相談
 - 特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 - 特定社会保険労務士 都築 玲香
- 法人関係手続相談
 - 行 政 書 士 加藤 紀男
- ライフプランの相談
 - ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司
- 医療・介護経営相談
 - 医療経営コンサルタント 中島 和人
- 相続相談
 - 相続診断士 横尾 泰幸
- 法律相談
 - 弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 中島和人 小林浩子 加藤紀男
 都築玲香 山田真義 木全美帆

☆表紙の写真募集☆

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、上記の電話番号へご連絡ください。